

IV 指標の改善に向けた具体的な取組

【施策・取組の体系表】

1 教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

- ①学校教育による学力保障
- ②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
- ③地域による学習支援
- ④高等学校等における就学継続のための支援

(2) 幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上

(3) 就学支援の充実

- ①義務教育段階の就学支援の充実
- ②「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減
- ③特別支援教育に関する支援の充実

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

- ①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実
- ②大学生・専門学校生等に対する経済的支援

(5) 生活困窮世帯等への学習支援等

(6) その他の教育支援

- ①子どもの食事・栄養状態の確保
- ②多様な体験活動の機会の提供

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

- ①保護者の自立支援
- ②保育等の確保
- ③保護者の健康確保
- ④母子生活支援施設等の活用

(2) 子どもの生活支援

- ①児童養護施設等の退所児童等の支援
- ②食育の推進に関する支援
- ③ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

- ①関係機関の連携

(4) 子どもの就職支援

- ①児童養護施設等の退所児童等に対する就職支援
- ②親の支援のない子ども等への就職支援
- ③定時制高校に通学する子どもの就職支援
- ④高校中退者等への就職支援

(5) 支援する人員の確保等

- ①社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化
- ②相談職員の資質向上

(6) その他の生活支援

- ①住宅支援

3 保護者に対する就労の支援

- ①親の就労支援
- ②親の学び直しの支援
- ③就労機会の確保

4 経済的支援

- ①児童扶養手当等経済的支援の実施
- ②ひとり親家庭の支援施策についての調査の実施に向けた検討
- ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業等の円滑な実施
- ④教育扶助の支給方法
- ⑤生活保護世帯の子どもの進学時の支援
- ⑥養育費の確保に関する支援

5 東日本大震災被災児童等への支援

- ①教育の支援及び福祉関連機関との連携による支援
- ②就学支援

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、総合的な子どもの貧困対策を推進します。

① 学校教育による学力保障

【基本的な方向性】

- 学習習慣の着実な定着や学校生活への円滑な適応を図るため、小中学校低学年において、少人数学級を導入し、指導体制の充実ときめ細かな教育活動を推進します。
- 被災地においては、地域の復興状況に応じて、児童生徒に必要な学びの場が確保されるよう、仮設住宅から通う児童生徒数の推移などを踏まえ、市町村の実態に応じた人的な配置ができるよう配慮していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
学級編制弾力化(少人数学級)事業 (義務教育課)	<p>小学校2学年及び中学校1学年において35人以下の学級編制を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校2学年時の増加する学級数ごとに教員1名を配置 ・中学校において学級編制弾力化後の学級数に見合った教員を配置 <p>【実施主体:国・県】</p>
学力向上推進事業(学び支援コーディネーター等配置事業) (義務教育課)	<p>被災地において、放課後や週末等の学習支援を行う市町村教育委員会に、学習活動のコーディネーター等に従事する人材の配置等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への助言や他機関との連絡調整等を行う「プリフェクチュラルコーディネーター」の配置 ・学び支援コーディネーター連絡協議会の開催 ・地域に必要な様々な学習の場をコーディネートする「学び支援コーディネーター」の配置 ・児童生徒の学習支援や保護者の学習相談等に携わる「学び相談員」の配置 ・児童生徒の学習支援に携わる「学び支援員」の配置 ・放課後や週末、長期休業期間の学習支援等、地域の様々な学習の場・機会の提供 <p>【実施主体:国・県・市町村】</p>

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

【基本的な方向性】

- 不登校や非行、いじめ、児童虐待など、社会環境の変化や震災による環境変化等に伴い複雑化・深刻化する児童生徒が抱える様々な問題に対し、関係機関や家庭と連携を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に結びつけて行くため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者、教員の相談に応じるとともに、家族や地域の福祉部門等関係機関・団体等との連絡調整を行うなど、児童生徒等の問題解決に向けた体制整備を充実・強化していきます。
- 児童生徒の様々な問題に対する適切な対応や、被災児童等に対する心のケア、学校

の復興業務等を推進するため、教職員の加配や退職教員等の活用を図るほか、専門家の派遣等により生徒指導、学校保健、非行防止等の面からも対応の充実を図るなど、学校における人的体制をより一層強化していきます。

- 不登校・発達支援相談室を設置し、専門の相談員による来所・電話相談などを行い、問題行動等に対する早期発見・早期対応を図るなど相談体制の充実を図ります。
- 子ども総合センターに配置された児童精神科医、臨床心理士等が「子どもの心のケアチーム」として、被災児童等のメンタルヘルスの面から幅広い支援を実施します。支援に当たっては福祉部門と教育部門の連携により、中長期的な支援に取り組んでいきます。
- 児童等の心のケアなど心理面のサポートや生徒指導等に関する研修を実施するとともに、地域において各分野の連絡会議等を開催し、情報の共有と教職員の資質向上を図っていきます。
- 東日本大震災に起因する不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備について、財政的支援を行うとともに、具体的な手法も含めて助言を行うなど、効果的な運営支援等を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
子どもの心のケア推進事業 (子育て支援課)	<p>東日本大震災により心に深い傷を負った子どものメンタルヘルスに当たる関係機関の支援能力の向上を図り、被災地の子どもの心のケアに資するため、児童精神科医、心理士等を被災地に派遣し、個別相談、事例検討、コンサルテーション等を実施する。</p> <p>○子どもの心のケアチーム巡回事業 …子ども総合センターに配置された児童精神科医、臨床心理士等が、被災地での「子どもの心のケアチーム」として、支援者の個別相談等の幅広い支援を実施する。</p> <p>○子どもの心のケア推進事業 …子ども総合センターにおいて、教職員等向けの子どもの心のケアに関する研修会のほか、学校単位でのミニ研修会を開催する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
教育相談充実事業 (義務教育課)	<p>被災児童等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体等との連絡調整等、様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う。</p> <p>・各中学校へのスクールカウンセラー配置 ・市町村への広域カウンセラーの配置と域内小学校への派遣 ・各教育事務所(地域事務所)への専門カウンセラーの配置 ・適応指導教室への支援員・ボランティアの派遣 ・心のケアに係る研修会等の実施 など</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
いじめ・不登校等対策推進事業 (義務教育課)	<p>震災による問題も含め、様々な問題を抱えた児童生徒に対する学校の取組を支援するとともに、その上で、学校、家庭、関係機関が連携したネットワークを構築し、問題解決に向けた多様な支援を行う。</p> <p>・地域ネットワークセンターを設置し、在学青少年育成員や事務所専門カウンセラーが、域内の公的施設や学校を訪問し、保護者及び教職員を対象とした教育相談等を行う。 ・退職教員等による訪問指導員を派遣し、不登校児童生徒、保護者に対する訪問指導や学習支援等、学校復帰に向けた支援を行うほか、不登</p>

	<p>校理解のための教員等を対象とした研修会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学青少年育成員を各教育事務所(地域事務所)に配置し, 在学青少年の実態把握及び相談・助言を行うほか、「地域ネットワークセンター」のチーフ及びコーディネーター役を務め, 事業の推進を図る。 ・震災の影響も含め, 児童生徒に影響を及ぼしている家庭, 学校, 地域等のさまざまな環境の改善に向け, 再委託を希望する市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。また, スーパーバイザーを任用し, 市町村配置のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。 ・児童生徒の問題行動等で問題を抱えている学校の中から重点的に支援する学校を対策推進校として指定し, 支援員を配置する。 ・県教育庁内に生徒指導アドバイザー(警察官OB)を置き, 市町村教育委員会や各小・中学校の相談に応じ助言を行うとともに, 市町村教育委員会の要請に応じて学校に派遣する。 ・東部教育事務所内に児童生徒の心のサポート班を設置し, いじめ・不登校等学校への課題解決及び市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」との連携, 運営支援を行う。 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業 (義務教育課)	<p>東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により, 学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備を支援する。</p> <p>〈ケアハウスの機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が設置するケアハウスは, 主に教育相談窓口となる「心サポート機能」, 不登校状態に陥った児童生徒と適応指導教室をつなぐ「適応サポート機能」, 放課後や週末, 長期休業中及び, 学校に登校できないでいる児童生徒の学習支援を行う「学びサポート機能」を市町村の課題に応じて複合的に提供する。 ・ケアハウスには, 心のケアスーパーバイザーを置き, 相談内容に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた関係各機関とケース会議をひらき, 対応策を検討する。また, 各機能のコーディネーターと連携して当該児童生徒に最適な心のケアと学びの場を提供する。 ・各コーディネーターは, 学校や既存の適応指導教室と連携を図り, 児童生徒が不登校になることを未然に防止する役割や, 学校外に学びの場が必要な児童生徒の学びを支援する役割を担う。さらに, 心サポートは訪問支援や通所支援を行うこともできる。 <p>〈事業実施年度〉</p> <p style="text-align: center;">平成28年度～平成32年度</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
高等学校スクールカウンセラー活用事業 (高校教育課)	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により, 不登校など問題行動等に関する生徒・保護者・教員の相談に応じるとともに, 問題行動等の未然防止と早期発見・早期解決を図る。また, 研修会, 連絡会議等を開催し, 教職員の資質向上に資するとともに, 相談体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県立高校と特別支援学校におけるスクールカウンセラーの通常配置と, 被災地域特別配置や緊急時における緊急配置 ・スクールソーシャルワーカーを公立高校に配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置 ・高等学校スクールカウンセラー活用事業連絡会議及び地区別連絡会議の実施 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
生徒指導支援事業 (義務教育課)	不登校・いじめ・校内暴力等, 問題行動等を抱える児童生徒に適切に対応できる教職員の資質・能力の向上を図るとともに, 問題行動等に適切に対応できる校内指導体制や関係機関との連携体制の構築・整備を促進する。

	<p>○生徒指導主事研修会の開催 …中学校の生徒指導主事等及び各市町村教育委員会等の指導主事を対象に、中学校における問題行動の未然防止と発生時の適切な対応を図るため、専門家による講演等を実施する。</p> <p>○問題行動等対応研修会の開催 …小・中学校の安全担当主幹教諭及びいじめ・不登校等対策担当者を対象に、不登校等に関する調査分析結果や、地域や関係機関との連携の在り方、学校外の地域資源の生かし方等に関する研修会を開催する。</p> <p>○生徒指導上の諸問題に関する協議会の開催 …大学教授、市町村教育委員会関係者、学校関係者、関係職域団体代表者、関係機関代表者、教育及び心理、福祉等の専門家等を委員として、小・中学校における生徒指導上の問題の改善を図るために、実効性のある教育施策の在り方等について協議し、今後の対策を提言する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
総合教育相談事業 (高校教育課)	<p>総合教育センター内に、不登校・発達支援相談室を設置し、臨床心理士等の専門の相談員による電話・来所相談を行い、いじめ・不登校等への未然防止、早期発見・早期対応を図る。</p> <p>○不登校・発達支援相談室 …非常勤の精神科医1人(月1回)、臨床心理士7人(毎日2人)、相談員9人(毎日2人)を配置</p> <p>○24時間子供SOSダイヤル …上記相談室対応時間外に開設。教育相談電話周知カードを県内の全ての公私立小・中・高・特別支援学校に配布</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
学校・地域保健連携推進事業 (スポーツ健康課)	<p>学校、家庭、地域医療機関や福祉関連機関等を中心に地域レベルの組織体制を強化することにより、学校や地域における子どもたちの健康課題の解決を図り、学校保健の充実に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内を教育事務所単位に8ブロックに分け、地域の課題に応じた学校保健支援チームを設置し、ブロック会議において情報の共有や課題解決に向けた取組を行う。 ・学校に専門家(医師、臨床心理士、保健師、福祉関係者等)を派遣し、研修会や健康相談に対応する。 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
スクールサポーター事業 (少年課)	<p>学校からの要請に応じてスクールサポーターを派遣し、学校関係者と連携を図りながら、児童生徒の問題行動への対応や健全育成活動、犯罪被害防止活動等を継続的に支援する活動を行うことによって、児童生徒の安全確保、非行防止を図る。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>

③ 地域による学習支援

【基本的な方向性】

- 家庭・地域・学校の連携・協働により、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進し、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備に長期的・継続的に取り組んでいきます。
- 放課後子ども教室等の取組により、放課後や週末等における子どもたちの安全・安心な居場所や落ち着いて学習に取り組むことのできる場を確保し、子どもたちが学習やスポーツ・文化活動に取り組むとともに、地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
協働教育推進総合事業 (生涯学習課)	<p>家庭・地域・学校が相互に連携し支え合いながら強い絆で協働し、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進して家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備を支援する。</p> <p>〈市町村の取組（県から委託）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協働教育プラットフォーム事業 <ul style="list-style-type: none"> …コーディネーターが学校とボランティア、地域とボランティアなど、地域の教育資源をつなぐ役目を果たし、家庭教育支援、地域活動支援、学校教育支援の三つの柱で事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の設置、コーディネーターの配置 ・家庭教育支援：家庭教育支援チームによる子育て講座等の開催、親の学びの機会の提供、「親の学びのプログラム」普及・啓発 ・地域活動支援：放課後や休日、長期休業日などに学校で体験できない活動プログラムの提供 ・学校教育支援：学校のニーズに合わせた学校支援ボランティア等の派遣 <p>〈県の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協働教育基盤形成事業 <ul style="list-style-type: none"> …研修会を開催し、家庭・地域・学校の連携・協働を促進するために必要な人材養成を行う。 ○協働教育普及・振興事業 <ul style="list-style-type: none"> …協働教育の普及・振興を図るために功績者の表彰や情報収集・発信、研修等を行う。 ○教育応援団事業 <ul style="list-style-type: none"> …子どもの教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、「みやぎの教育応援団リスト」を作成、学校等に情報を提供する。 <p style="text-align: right;">【実施主体：県・市町村】</p>
放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課)	<p>余裕教室をはじめとする学校諸施設を活用し、学習や体験活動、地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動の場、遊びの場等の取組を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体：県・市町村】</p>
地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制構築事業 (生涯学習課)	<p>子どもたちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用し、地域全体で子どもを育てる体制の構築を支援する。</p> <p>市町村に委託し、児童生徒を対象とした、ふるさと歴史講座や伝統芸能・文化体験講座、自然体験、学習支援教室等を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体：県・市町村】</p>

④ 高等学校等における就学継続のための支援

【基本的な方向性】

- 高等学校等の中途退学者について、再び高等学校等で学び直す場合に、授業料の支援等を行っていくとともに、制度の活用促進を図るため、学校を通じたリーフレットの配布やホームページ等による周知徹底に取り組んでいきます。
- 高等学校の中退率が高い水準にあるひとり親家庭の子どもについて、よりよい就業等につなげていくため、学び直しの支援を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
高等学校等修学支援費(学び直しへの支援金)(私学文書課・高校教育課)	<p>保護者等の市町村民税所得割額(合算額)が30万4,200円未満の世帯の生徒に対し、高等学校等を中途退学し再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後、卒業までの間(最長2年)、授業料相当額を学び直しへの支援金として支給する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国】</p>
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(子育て支援課)	<p>高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する。</p> <p>〈対象者〉 ひとり親家庭の親及び子ども</p> <p>〈対象講座〉 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で実施主体が適当と認めるもの</p> <p>〈支給内容〉 ・受講修了時給付金:受講費用の2割(上限10万円) ・合格時給付金:受講費用の4割(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市】</p>

(2) 幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上

幼児教育の機会の確保を図るため、保護者の経済的負担軽減を図ります。また、東日本大震災に起因する経済的な理由によって、幼児の教育機会が損なわれることがないよう、国に財政的支援の継続を要望するとともに、必要な支援を実施していきます。

【基本的な方向性】

- 家庭の経済状況が厳しい保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図ります。
- 東日本大震災の被災による経済的理由から、就園困難となった幼児の教育機会の確保を図るため、幼稚園保育料の減免や助成を行うとともに、震災遭児・孤児については、支援金を給付するなど経済的負担の軽減を図ります。
- 国の財政的支援により実施している東日本大震災関連の経済的支援については、県震災復興計画の再生期(平成29年度)までの継続を国に働きかけていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
幼稚園就園奨励費補助事業(教育庁総務課)	<p>家庭の状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るために、市町村が実施する就園奨励事業に係る経費について補助を行う。</p> <p>〈補助対象〉 当該市町村の住民で私立幼稚園に就園する幼児に関する市町村が行う就園奨励事業</p> <p>〈補助対象経費〉 入園料、保育料の合計額</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・市町村】</p>

私立学校授業料等軽減 特別補助事業 (私学文書課)	<p>被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため、被災した幼児児童生徒の授業料等を減免する私立学校の設置者に対して補助を行う。</p> <p>〈補助対象学校種〉 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校</p> <p>〈補助対象経費〉 東日本大震災により保護者等が所有し住居としている家屋の全壊半壊等により被災した幼児児童生徒に対して減免した授業料等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
---------------------------------	---

(3) 就学支援の充実

経済的な困難等を抱える世帯における教育機会の確保を図るため、小中高等学校及び特別支援学校において経済的な支援を実施します。

① 義務教育段階の就学支援の充実

【基本的な方向性】

- 全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が行う就学援助について、適切な実施を図るとともに、着実に実施されるよう保護者に対する周知徹底に努めています。
- 東日本大震災において保護者が亡くなるなどした児童生徒の就学機会を確保するため、継続的に支援を行っていくとともに、事業の周知に努めています。

【主な取組】

事業名	事業内容
就学援助事業 (義務教育課)	<p>全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができる目的に、市町村が学校教育法第19条の規定に基づき、保護者に行う就学援助に対して、関係法令に基づき必要な援助を行う。</p> <p>〈対象者〉 生活保護法に規定する要保護者及び市町村が定める基準に該当する準要保護者</p> <p>〈対象費目〉 学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・市町村】</p>
被災児童生徒就学支援事業 (義務教育課)	<p>東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者に対して、児童生徒の就学の機会を確保するため、必要な就学援助を実施した市町村を支援する。</p> <p>〈対象者〉 被災により就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者等</p> <p>〈対象費目〉 学用品費、通学費、修学旅行費、給食費、医療費等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
被災児童生徒就学支援事業(私立小中学校) (私学文書課)	<p>東日本大震災による経済的理由から就学等が困難となった世帯の小中学校(中等教育学校前期課程を含む。)の児童生徒を対象に、学用品費、通学費(スクールバス利用費を含む。)、修学旅行費、給食費等の緊急的な就学支援を行う。</p>

	<p>〈対象者〉 被災した私立小中学校児童生徒の保護者等 〈対象経費〉 学用品費、給食費等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>								
東日本大震災みやぎこども育英基金事業(奨学金) (教育庁総務課)	<p>東日本大震災みやぎこども育英基金を財源に造成された基金を活用した事業として、震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童生徒等に対し、安定した学びの機会の確保と希望する進路選択を実現できるよう、その修学を支援する。</p> <p>〈奨学金の対象及び金額〉</p> <table> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>月額金 10,000円、卒業時一時金 150,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>月額金 10,000円、卒業時一時金 200,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生等</td> <td>月額金 20,000円、卒業時一時金 600,000円</td> </tr> <tr> <td>大学生等</td> <td>月額金 30,000円、入学時一時金 360,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>	小学生	月額金 10,000円、卒業時一時金 150,000円	中学生	月額金 10,000円、卒業時一時金 200,000円	高校生等	月額金 20,000円、卒業時一時金 600,000円	大学生等	月額金 30,000円、入学時一時金 360,000円
小学生	月額金 10,000円、卒業時一時金 150,000円								
中学生	月額金 10,000円、卒業時一時金 200,000円								
高校生等	月額金 20,000円、卒業時一時金 600,000円								
大学生等	月額金 30,000円、入学時一時金 360,000円								

② 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減

【基本的な方向性】

- 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等就学支援金事業及び高校生等奨学給付金により、低所得世帯等における教育費の負担軽減を図るとともに、これらの事業の着実な実施に向け、保護者等への制度周知の徹底を図っていきます。
- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労生徒に対する教育の機会均等を確保するため、就学資金の貸付など、経済的支援を行っていきます。
- 東日本大震災により被災し経済的な理由により修学困難となった生徒に対して、修学を支援していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
高等学校等就学支援金事業 (高校教育課)	<p>家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、保護者等の市町村民税所得割額(合算額)が304,200円未満の世帯の生徒に対し、授業料相当額を就学支援金として支給し、教育費負担の軽減を図る。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国】</p>
高校生等奨学給付金(国公立学校) (高校教育課)	<p>保護者等の市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)において、授業料以外の教育費の負担軽減を図る。</p> <p>〈給付額(生徒一人当たり年額)〉 32,300円(生活保護受給世帯・国公立全日制又は定時制校)～ 129,700円(非課税世帯・国公立全日制又は定時制校・第2子以降)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
高校生等奨学給付金(私立学校) (私学文書課)	<p>保護者等が県内に住所を有し、市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)において、授業料以外の教育費の負担軽減を図る。</p> <p>〈給付額(生徒一人当たり年額)〉 38,100円(非課税世帯・通信制)～ 138,000円(非課税世帯・私立全日制または定時制校・第2子以降)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>

<p>高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付事業 (高校教育課)</p>	<p>高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年に対し修学資金を貸し付けることにより、修学を促進し、教育の機会均等に資する。</p> <p>〈貸付対象者〉 経済的理由により著しく修学困難な者で、その者の所得が基準額以下の者、恒常的収入を得る職業に就いている等の要件を満たす者</p> <p>〈貸付月額〉 14,000円(卒業時に貸付を受けた全額を償還免除可)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
<p>高等学校等育英奨学資金貸付事業 (高校教育課)</p>	<p>高等学校等に在学する優れた生徒であって、経済的理由によって修学に困難がある者に奨学資金を貸し付けることにより、修学を支援し有為な人材の育成を図るほか、東日本大震災により被災し経済的理由により修学が困難となった生徒に対して奨学資金を貸し付けることにより、修学を支援する。</p> <p>○高等学校等育英奨学資金貸付(従来からの奨学資金) 〈貸付月額〉 18,000円(国公立自宅通学)～35,000円(私立自学外通学)</p> <p>○高等学校等育英奨学資金貸付(被災生徒奨学資金) 〈貸付月額〉 一律20,000円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>

③ 特別支援教育に関する支援の充実

【基本的な方向性】

- 就学奨励費等により、特別支援学校に就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 私立学校における特別支援教育に係る経常的経費について補助を行い、私立学校における障害児教育の振興を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
<p>就学奨励費 (特別支援教育室)</p>	<p>特別支援学校へ就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、教科書購入費、学校給食費、交通費、学用品購入費等を支給し、特別支援教育の普及奨励を図る。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
<p>私立学校特別支援教育費補助 (私学文書課)</p>	<p>私立学校の障害児教育の振興を図るため、私立学校における特別支援教育に係る経常的経費について、当該私立学校を設置する者に対して補助金を交付する。</p> <p>〈1人当たりの補助単価〉 幼稚園・幼保連携型認定こども園784,000円 特別支援学校 1,416,477円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
<p>被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 (特別支援教育室)</p>	<p>東日本大震災により被災し、新たに特別支援教育就学奨励費支給の対象となった者や支弁区分が変更となった者に対して、教科書購入費、給食費、学用品費等を支弁することにより、幼児児童生徒の就学の機会を確保する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

意欲と能力のある学生が経済的状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、経済的支援を行います。

① 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

【基本的な方向性】

- 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、貸付金による支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)貸付事業 (子育て支援課)	<p>配偶者がない、現に児童を扶養している者に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付事業として、修学資金及び就学支度資金の無利子の貸付けを行う。</p> <p>○修学資金 …扶養する児童等の高等学校、大学、専修学校等の就学に直接必要な授業料、書籍代、通学費、教科外活動費等の貸付を行う。父母のいない児童も対象となる。</p> <p>○就学支度資金 …高等学校、大学、専修学校等へ入学する場合に必要な被服、履物等の購入等に要する費用の貸付を行う。なお、特に経済的に困難な事情にある母子父子家庭の児童が、小学校又は中学校に入学する場合も対象となる。</p>

【実施主体:県】

② 大学生・専門学校生等に対する経済的支援

【基本的な方向性】

- 安定した生活基盤の確保が困難な状況にある児童養護施設を退所した大学等進学者に対して、一定の条件により返還免除が可能な生活費等の貸付を行い、自立を支援していきます。
- 意欲と能力のある学生が東日本大震災による経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (子育て支援課)	<p>児童養護施設を退所し就職又は進学した者のうち、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額・生活費の貸付を行い、これらの者の円滑な自立を支援する。また、児童養護施設等に入所している児童等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行い円滑な自立を支援する。</p> <p>〈貸付対象者〉 児童養護施設を退所した者等であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない等により、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者</p>

	<p>〈貸付額・期間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職者…貸付額:家賃相当額, 貸付期間:2年 ・進学者…貸付額:家賃相当額, 生活費貸付として月額5万円 貸付期間:正規修学年数 ・資格取得希望者…貸付額:資格取得実費(上限25万円) <p>〈返還免除〉</p> <p>家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続, 資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・民間等】</p>
公立大学法人宮城大学被災学生支援事業費助成事業 (私学文書課)	<p>意欲ある学生が東日本大震災に係る経済的理由により修学を断念することがないよう, 公立大学法人宮城大学が行った被災学生に対する授業料等の減免等について, 運営費交付金による財政支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・民間等】</p>
私立学校授業料等軽減特別補助事業 (私学文書課)	<p>被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため, 被災した幼児児童生徒の授業料等を減免する私立学校の設置者に対して補助を行う。</p> <p>〈補助対象学校種〉</p> <p>幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 専修学校, 各種学校</p> <p>〈補助対象経費〉</p> <p>東日本大震災により保護者等が所有し住居としている家屋の全壊半壊等により被災した幼児児童生徒に対して減免した授業料等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
公立専修学校授業料等減免事業 (教育庁総務課・医療整備課・農業振興課)	<p>東日本大震災で被災した生徒の就学機会を確保するため, 専修学校(専門課程)に係る授業料, 入学料を減免するとともに, 減免を行う公立専修学校を設置する市町村に対して補助を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>

(5) 生活困窮世帯等への学習支援等

- 放課後子ども教室等の取組により, 放課後や週末等における子どもたちの居場所を確保するとともに, 放課後における学習支援を行います。
- 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業について, 町村域における実施に向けて, 調査・検討を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課) 《再掲》	余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館・校庭等)を活用し, 学習(予習や復習)や体験活動(スポーツや文化体験活動), 交流の場(地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動), 遊びの場(お手玉やメンコなど様々な昔の遊び)等の取組を実施する。

【実施主体:県・市町村】

(6) その他の教育支援

① 子どもの食事・栄養状態の確保

【基本的な方向性】

- 子どもの健やかな発育, 発達や将来の生活習慣病予防に向け, 親世代等における食

育や栄養・食生活に関する意識や食行動の改善等について継続的に取り組み、子どもの頃からの望ましい食習慣の定着を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
食生活改善普及事業 (健康推進課)	<p>不規則な生活習慣や食生活の変化等に起因した子どもの肥満やむし歯、朝食の欠食などが見られるなか、心身の健やかな発育、発達や将来の生活習慣病予防に向け、子どもの頃からの望ましい食習慣の定着を図るため、親子や親世代を対象に食生活改善講習会を開催するとともに、地域で食生活改善活動を担う人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防のための食生活改善講習会の実施 <ul style="list-style-type: none"> …親世代等を対象に、適正体重の維持を目的にバランスのとれた食事についての講話や調理実習などを行う。 ○食生活改善推進員の育成、活動支援 <ul style="list-style-type: none"> …食生活改善推進員研修会、食生活改善推進地区組織推進会議の開催等 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>

② 多様な体験活動の機会の提供

【基本的な方向性】

- 学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら教育支援体制の構築を図り、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、体系的・継続的なプログラムを企画・実施できるよう支援を行っていきます。
- 家庭・地域・学校が協働して子どもの学びを支える取組を継続し、地域住民の絆を深めるとともに、児童生徒の将来を見据え、成長を見守り、次代を担う人材を地域ぐるみで育むために、地域全体で子どもを育てる体制の整備を長期的・継続的に行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制構築事業 (生涯学習課) 《再掲》	<p>子どもたちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用し、地域全体で子どもを育てる体制の構築を支援する。</p> <p>市町村に委託し、児童生徒を対象とした、ふるさと歴史講座や伝統芸能・文化体験講座、自然体験、学習支援教室等を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
協働教育推進総合事業 (生涯学習課) 《再掲》	<p>家庭・地域・学校が相互に連携し支え合いながら強い絆で協働し、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進して家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備を支援する。</p> <p>（市町村の取組（県から委託））</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協働教育プラットフォーム事業 <ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の設置、コーディネーターの配置 ・家庭教育支援:家庭教育支援チームによる子育て講座等の開催、親の学びの機会の提供、「親の学びのプログラム」普及・啓発 ・地域活動支援:放課後や休日、長期休業日などに学校で体験できない活動プログラムの提供 ・学校教育支援:学校のニーズに合わせた学校支援ボランティア等の派遣

	<p>〈県の取組〉</p> <p>○協働教育基盤形成事業 …研修会を開催し、家庭・地域・学校の連携・協働を促進するために必要な人材養成を行う。</p> <p>○協働教育普及・振興事業 …協働教育の普及・振興を図るために功績者の表彰や情報収集・発信、研修等を実施する。</p> <p>○教育応援団事業 …子どもの教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、「みやぎの教育応援団リスト」を作成、学校等に情報を提供する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体：県・市町村】</p>
--	---

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

貧困の状況にある子どもが、社会的な孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図るとともに、生活保護等の関連制度を一体的に捉え施策を推進します。

① 保護者の自立支援

【基本的な方向性】

- ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定に向けた相談、支援等を行うひとり親家庭支援員を福祉事務所に配置するとともに、複雑化する課題への対応を図るために支援員の資質向上や、配置の促進に努めていきます。
- ひとり親家庭が、安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図るため、一時的な家事援助、保育等のサービス等、必要な支援を行います。
- ひとり親家庭が必要な情報を十分に得ることができるよう、的確な情報提供に努めるとともに、就業相談や弁護士等による面接相談など、必要に応じて様々な課題に対応できる相談事業を実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の設置により、生活困窮に陥るおそれのある保護者等に対して、関係機関と連携して包括的、継続的に支援を行うとともに、制度の周知や様々な社会資源等との連携に努め、早期の自立支援を図っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
ひとり親家庭支援員設置事業 (子育て支援課)	<p>ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な指導助言や支援を行うため、県保健福祉事務所や市福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (子育て支援課)	<p>ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話をう。</p> <p>〈支援の対象〉 一時的に家事援助、保育のサービスが必要な場合、技能習得のための通学や就職活動、病気や事故、冠婚葬祭や出張など</p> <p>〈支援の内容〉 乳幼児の保育、食事の世話、身の回りの世話、生活必需品等の買い物など</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
母子父子家庭等特別相談事業 (子育て支援課)	<p>生活上抱える諸問題のうち、専門的な解決を要する法律相談を中心に弁護士が無料で面接相談に応じる。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
母子父子家庭等電話相談事業 (子育て支援課)	<p>平日に時間的余裕が持てないひとり親家庭のために、日曜日を相談日として、子どもの養育や教育に関する相談、各種手当など生活援護に関する相談や就業に関する問題など様々な悩みについて気軽に相談できる電話相談事業を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>

生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課)	<p>生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置し、生活困窮に陥るおそれのある保護者や子どもの支援を関係機関と連携して包括的、継続的に行う。また、直接訪問するなどの方法により早期発見、早期支援を行うことで、生活困窮に陥ることをいち早く防ぐ。</p> <p>〈対象者〉 生活困窮に陥るおそれのある者</p> <p>〈自立相談支援機関設置箇所〉 県・市の福祉事務所単位に設置(平成27年度:計14箇所)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
--------------------------------	--

② 保育等の確保

【基本的な方向性】

- 就労等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、待機児童の解消を目標にして、保育所等整備、家庭的保育及び小規模保育などを支援していきます。
- 放課後児童クラブの計画的な整備など、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の着実な推進や、私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図ります。
- 子ども・子育て支援新制度による保育所等の利用調整において、ひとり親家庭が優先的に利用できるよう配慮していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
私立学校教育改革推進特別経費補助(子育て支援推進事業) (私学文書課)	<p>私立学校の振興育成・健全な発達を図るため、私立学校における教育改革推進に係る経費について、当該私立学校を設置する者に対して私立学校教育改革推進特別経費補助金を交付する。</p> <p>〈対象〉 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立のみ)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
私立幼稚園預かり保育等推進事業補助 (私学文書課)	<p>私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図るため、私立幼稚園等における預かり保育等に係る経費について、設置者に対して補助を行う。</p> <p>〈対象〉 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立を除く)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
待機児童解消推進事業 (子育て支援課)	<p>市町村が行う保育所等整備に対して補助を行うほか、各種待機児童解消施策を効果的・効率的に推進し、県内(仙台市除く。)における待機児童の解消を図る。</p> <p>○保育所等整備支援 …保育所等整備に要する経費について補助を行う。</p> <p>○低年齢児保育(家庭的保育者育成等)支援 …家庭的保育者の育成に必要となる研修を実施する。</p> <p>○待機児童解消加速化プラン強化事業の推進 …認可化を目指す認可外保育施設の運営に要する経費等の補助を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村・民間等】</p>

③ 保護者の健康確保

【基本的な方向性】

- 全ての乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の健康状況の把握や相談を行うとともに、支援施策の情報提供等により、支援が必要な家庭に対する適切なサービス提供に結びつけていきます。
- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対しては、保健師・助産師・保育士等による養育に関する指導や助言等を行うことにより、家庭における適切な養育を支援していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
乳児家庭全戸訪問事業 (子育て支援課)	<p>市町村の保健師等が全ての乳児のいる家庭を訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。</p> <p>〈支援内容〉</p> <p>育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者的心身の様子及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
養育支援訪問事業 (子育て支援課)	<p>乳児家庭全戸訪問事業等により把握された、養育支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者を対象として、市町村の保健師やヘルパー等が対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援 ・不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達相談のための相談・支援 ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援 等 <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>

④ 母子生活支援施設の活用

【基本的な方向性】

- 母子世帯における児童の健全な成長発達等を支援するため、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
母子生活支援施設への入所 (子育て支援課)	<p>母子生活支援施設において、母子世帯における児童の健全な成長発達と自立へ向けて支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親の情緒的安定と生活行動への支援 ・児童の生活や学習への支援 ・社会的共同生活における社会性を培う支援 ・行事等を通じた豊かな生活をつくる支援 <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>

(2) 子どもの生活支援

安定した生活基盤の確保が困難な状況にある児童養護施設等を退所した子どもの自立を支援します。また、子どもたちの望ましい食習慣等の形成に資するよう、指導の充実を図ります。

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

【基本的な方向性】

- 児童養護施設等を退所した子どもや、里親等に委託中又は委託解除後の子どもの自立の促進に寄与するものとして、身元保証人の確保と施策の周知を図ります。
- 安定した生活基盤の確保が困難な状況にある児童養護施設を退所した大学等進学者及び就職者に対して、一定の条件により返還免除が可能となる生活費等の貸付を行うほか、児童養護施設等に入所している児童等に対しても、同様に返還免除が可能となる就職に必要な資格取得費用の貸付を行うなど、児童養護施設等退所後に円滑な自立ができるよう支援していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
身元保証人確保対策事業 (子育て支援課)	<p>児童養護施設等に入所中又は退所した子どもや、里親等に委託中又は委託解除後の子どもに対し、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保する。</p> <p>〈対象〉 児童養護施設に入所し、若しくは里親等に委託をされている子ども又は児童養護施設を退所し、若しくは里親等の退所又は委託が解除されてから1年以内の子ども</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (子育て支援課) 《再掲》	<p>児童養護施設を退所し就職又は進学した者のうち、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額・生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等に入所している児童等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行う。</p> <p>〈貸付対象者及び貸付額等〉 児童養護施設を退所した者等であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない等により、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者</p> <p>〈貸付額・期間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職者…貸付額:家賃相当額 貸付期間:2年 ・進学者…貸付額:家賃相当額、生活費貸付として月額5万円 貸付期間:正規修学年数 ・資格取得希望者…貸付額:資格取得実費(上限25万円) <p>〈返還免除〉 家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・民間等】</p>

② 食育の推進に関する支援

【基本的な方向性】

- 食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活の実現と豊かな人間形成を目指すため、「宮城県食育推進プラン」に基づき、食育に関する普及啓発や人材育成、体制整備を行います。
- 子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校教育活動全体を通じて食に関する指導の充実を図っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
みやぎの食育普及啓発事業 (健康推進課)	<p>「宮城県食育推進プラン」に基づき、行政や各関係機関、団体等と連携し、食育の普及啓発や人材育成、体制整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○みやぎ食育認知度アップ推進事業 <ul style="list-style-type: none"> …みやぎまるごとフェスティバルにおける食育コーナーの設置、みやぎの食育通信の発行等 ○みやぎの食育月間(11月)普及事業 <ul style="list-style-type: none"> …みやぎ食育フォーラムの開催、みやぎ食育表彰の実施、パネル展示、食育ランチの提供 <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
子どもの健康を育む総合食育推進事業 (スポーツ健康課)	<p>子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を活用した食に関する指導の推進を目的とした研修を行い、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の学校教育活動全体を通じて食に関する指導の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の充実を図り、児童生徒の健康と望ましい食習慣の形成に資するための研修会を実施する。 ・学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実をはかるための研修会を実施する。 <p style="text-align: right;">【実施主体:県・民間等】</p>

③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

【基本的な方向性】

- 放課後子ども教室等の取組により、放課後や週末等における子どもたちの居場所を確保するとともに、放課後における学習支援を行います。(再掲)
- 就労等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、待機児童の解消を目標にして、保育所等整備、家庭的保育及び小規模保育などを支援しています。(再掲)
- 放課後児童クラブの計画的な整備など、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の着実な推進や、私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図ります。(再掲)
- 子どもへの食事の提供や居場所づくり、学習支援などの支援を行う「子ども食堂」の設置や、食糧支援を行う「フードバンク活動」について調査・検討を進めます。

【主な取組】

事業名	事業内容
放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課) 《再掲》	余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館・校庭等)を活用し、学習(予習や復習)や体験活動(スポーツや文化体験活動)、交流の場(地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動)、遊びの場(お手玉やメンコなど様々な昔の遊び)等の取組を実施する。 【実施主体:県・市町村】
待機児童解消推進事業 (子育て支援課) 《再掲》	市町村が行う保育所等整備に対して補助を行うほか、各種待機児童解消施策を効果的・効率的に推進し、県内(仙台市を除く。)における待機児童の解消を図る。 ○保育所等整備支援 …保育所等整備に要する経費について補助を行う。 ○低年齢児保育(家庭的保育者育成等)支援 …家庭的保育者の育成に必要となる研修を実施する。 ○待機児童解消加速化プラン強化事業の推進 …認可化を目指す認可外保育施設の運営に要する経費等の補助を行う。 【実施主体:県・市町村・民間等】
私立学校教育改革推進特別経費補助(子育て支援推進事業) (私学文書課) 《再掲》	私立学校の振興育成・健全な発達を図るために、私立学校における教育改革推進に係る経費について、当該私立学校を設置する者に対して私立学校教育改革推進特別経費補助金を交付する。 〈対象〉 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立のみ)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園 【実施主体:県】
私立幼稚園預かり保育等推進事業補助 (私学文書課) 《再掲》	私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図るために、私立幼稚園等における預かり保育等に係る経費について、設置者に対して補助を行う。 〈対象〉 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立を除く)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園 【実施主体:県】

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備**① 関係機関の連携****【基本的な方向性】**

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の設置により、生活困窮に陥るおそれのある保護者等に対して、関係機関と連携して包括的、継続的に支援を行うとともに、制度の周知や様々な社会資源等との連携に努め、早期の自立支援を図っていきます。
(再掲)
- 妊娠期から子育て期における様々な支援ニーズについて、早期の把握や総合的な相談支援、切れ目ない適切な支援の提供を図るために、地域におけるワンストップ窓口の設置や関係機関による連携体制整備の推進を支援していきます。
- 貧困の状況にある子どもや家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析のもと、地域における支援体制の整備推進に努めていきます。
- 関係機関、団体と連携し、専門的な知識を有する少年警察補導員による立ち直り支援活動により少年の健全育成を図ります。また、複雑な問題を抱える少年に関する相談への対応や支援活動に関し、担当職員に必要な知識や技能の習得を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課) 《再掲》	<p>生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置し、生活困窮に陥るおそれのある保護者や子どもの支援を関係機関と連携して包括的、継続的に行う。また、直接訪問するなどの方法により早期発見、早期支援を行うことで、生活困窮に陥ることをいち早く防ぐもの。</p> <p>〈対象者〉 生活困窮に陥るおそれのある者 〈自立相談支援機関設置箇所〉 県・市の福祉事務所単位に設置(平成27年度:計14箇所) 【実施主体:国・県・市町村】</p>
子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業 (子育て支援課)	<p>地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らし、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関・地域の企業・NPO・自治会などを「つなぐ」地域ネットワークを形成し支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実態調査と支援体制の整備計画策定(事業主体:市町村) <ul style="list-style-type: none"> …貧困の状況にある子ども等の実態把握と支援ニーズの調査・分析や支援ニーズに対応する社会資源及び今後必要となる資源量の把握を行い、「3つのつなぎ」を実現する人材・機関(コーディネーター)を核とした体制整備を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う。 ○コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備(事業主体:市町村) <ul style="list-style-type: none"> …策定した整備計画をもとに、コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備を行う。 ○地方自治体独自の先行的なモデル事業(実施主体:県または市町村) <ul style="list-style-type: none"> …「子供の未来応援国民運動」と適宜連動し、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を行う。 ○「子供の未来応援基金「子供の生きる力を育むモデル拠点事業」との事業連携 (事業主体:県または市町村) <ul style="list-style-type: none"> …民間の「子供の未来応援基金」事業(子供の生きる力を育むモデル拠点事業)と地域をつなぐネットワーク事業に対する支援を実施する。 <p>【実施主体:国、県、市町村】</p>
少年立ち直り支援推進事業 (少年課)	<p>関係機関、団体と連携した専門的な知識を有する少年警察補導員による立ち直り支援活動により少年の健全育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「少年サポートセンターせんだい」の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・少年警察補導員5名体制 ・平成27年4月1日開設 ○ 関係機関や団体と連携しながら各体験活動、学習支援、就学支援等の支援活動を実施し、少年の立ち直りを図る。 <p>【実施主体:県】</p>

(4) 子どもの就職支援

① 児童養護施設等の退所児童等に対する就職支援

【基本的な方向性】

- 児童養護施設等を退所した子どもや、里親等に委託中又は委託解除後の子どもの自立の促進に寄与するものとして、身元保証人の確保と施策の周知を図ります。(再掲)
- 安定した生活基盤の確保が困難な状況にある児童養護施設を退所した就職者等に対して、一定の条件により返還免除が可能となる生活費等の貸付を行うほか、児童養護施

設等に入所している児童に対しても、同様に返還免除が可能となる就職に必要な資格取得費用の貸付を行うなど、児童養護施設等退所後に円滑な自立ができるよう支援していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
身元保証人確保対策事業 (子育て支援課) 《再掲》	<p>児童養護施設等に入所中又は退所した子どもや、里親等に委託中又は委託解除後の子どもに対し、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保する。</p> <p>〈対象〉 児童養護施設に入所し、若しくは里親等に委託をされている子ども又は児童養護施設を退所し、若しくは里親等の退所又は委託が解除されてから1年以内の子ども</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (子育て支援課) 《再掲》	<p>児童養護施設を退所し就職又は進学した者のうち、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額・生活費の貸付を行い、これらの者の円滑な自立を支援する。また、児童養護施設等に入所している児童等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要な費用の貸付を行い円滑な自立を支援する。</p> <p>〈貸付対象者及び貸付額等〉 児童養護施設を退所した者等であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない等により、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者</p> <p>〈貸付額・期間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職者…貸付額:家賃相当額 貸付期間:2年 ・進学者…貸付額:家賃相当額、生活費貸付として月額5万円 貸付期間:正規修学年数 ・資格取得希望者…貸付額:資格取得実費(上限25万円) <p>〈返還免除〉 家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・民間等】</p>

② 親の支援のない子ども等への就職支援

【基本的な方向性】

- 若年者等に対する就職支援をワンストップで行う「みやぎジョブカフェ」において、フリーター・ニート、高校中退者等の就職支援を行うほか、在職者向けの職場定着支援や転職支援等の取組を推進します。

【主な取組】

事業名	事業内容
若年者の就職支援のためのワンストップセンター事業 (雇用対策課)	<p>地域の企業・学校等との幅広い連携の下、職業相談、各種就職支援セミナー、職場体験機会の確保など、15歳から44歳までの若年者等に対する就職支援をワンストップで行うみやぎジョブカフェを運営する。</p> <p>〈支援内容〉</p>

	<p>個別就職相談(キャリアコンサルティング), 各種就職支援セミナー, 職業訓練・職場体験紹介, 職業紹介, 就職後のフォローアップ, 合同企業説明会, 雇用関連情報提供 など</p>
	【実施主体:県】

③ 定時制高校に通学する子どもの就職支援

【基本的な方向性】

- 就職を希望する新規高校卒業予定者に対し, 宮城労働局等と連携した支援を実施し, 新規高卒者の就職促進及び就職後の職場定着の向上を図ります。
- 定時制高校においては, 高等技術専門校や職業能力開発校と連携し, 専門技術習得を支援するなど, 生徒が将来, 自立した生活が送れるよう長期的・継続的に支援を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
高卒就職者援助事業 (雇用対策課)	<p>新規高校卒業予定者のうち, 就職を希望する者に対し, 宮城労働局, 県教育委員会等と連携して, 各種支援を実施することにより, 新規高卒者の就職促進及び就職後の職場定着の向上を図るとともに, 労働者の確保による県内企業の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 合同企業説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> …県内の高校生, 教員等を対象に, 県内高校生の採用を予定している企業の説明会を開催する。 ○ 合同就職面接会の開催 <ul style="list-style-type: none"> …県内の高校生と企業との面接, ハローワーク職員による職業相談を行う。
進路達成支援事業 (高校教育課)	<p>生徒に対し自らが社会でどのような役割を果たすべきかを考えさせ, 志をもって高校生活を送ることができるよう支援する。また, 就職を希望する生徒に対し, 内定率・定着率の向上を目指した即効性のある取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就職達成セミナー (対象: 卒業学年) <ul style="list-style-type: none"> …就職試験直前の生徒や未内定者等に対するガイダンスや模擬面接を実施 ○ 進路指導担当者連絡会議 (対象: 教員) <ul style="list-style-type: none"> …進路指導体制整備のため, 各学校において中心的・指導的な役割を担う教員に対し研修を実施 ○ 企業説明会, 企業見学会の実施 <ul style="list-style-type: none"> …関係機関と連携し企業説明会・企業見学会を実施 ○ 就職面接会の実施 <ul style="list-style-type: none"> …関係機関と連携し就職面接会を実施 ○ 定着率向上を目指した連携協力 <ul style="list-style-type: none"> …社会保険労務士会等と連携し, 定着率向上を目指したセミナー等を実施 ○ インターンシップの推進 <ul style="list-style-type: none"> …関係機関と連携し, インターンシップ受入企業の情報提供 ○ 定時制高校等職業教育充実事業 <ul style="list-style-type: none"> …高等技術専門校や職業能力開発校と連携し, 専門技術習得を支援 ○ 新規高卒未就職対策事業 <ul style="list-style-type: none"> …高卒求職者, パート, 臨時の職業従事者を対象に関係機関と連携した職能開発プログラムを実施 ○ 進路探求ワークショップ

	<p>…NPOと連携し、学校等を会場とした少人数によるワークショップ形式でのセミナー開催を支援</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
--	--

④ 高校中退者等への就職支援

【基本的な方向性】

- 若年者等に対する就職支援をワンストップで行うみやぎジョブカフェにより、フリーター やニート、高校中退者等の就職支援を行うほか、在職者向けの職場定着支援や転職支援等の取組を推進します。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
若年者の就職支援のためのワンストップセンター事業 (雇用対策課) 《再掲》	<p>地域の企業・学校等との幅広い連携の下、職業相談、各種就職支援セミナー、職場体験機会の確保など、15歳から44歳までの若年者等に対する就職支援をワンストップで行うみやぎジョブカフェを運営する。</p> <p>〈支援内容〉</p> <p>個別就職相談(キャリアコンサルティング)、各種就職支援セミナー、職業訓練・職場体験紹介、職業紹介、就職後のフォローアップ、合同企業説明会、雇用関連情報提供 など</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>

（5） 支援する人員の確保等

① 社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化

【基本的な方向性】

- 家庭的養護の推進のため、里親制度の普及促進を図るとともに、児童相談所に里親委託推進員を配置し、里親委託を推進します。
- 児童相談所の職員等の児童虐待対策の実践研修等への参加を促進し、相談機能等、専門性の強化を図っていきます。
- 児童養護施設等における設備更新等を推進し、児童養護施設等に入所している児童の生活向上を図ります。
- 震災孤児をはじめとする要保護児童を養育する里親等の増加への取組等を行うとともに、里親等への支援体制の強化を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
里親支援機関事業 (子育て支援課)	<p>家庭的養護の推進のため、里親制度の普及促進を図るとともに、児童相談所に里親委託推進員を配置し、里親委託を推進する。</p> <p>○里親制度普及促進事業</p> <p>…県里親会に里親制度の普及促進に関するフォーラムの開催や交流会の開催の事業を委託し実施するとともに、各児童相談所が地域単位の里親制度説明会を開催して、里親制度の普及促進を図る。</p> <p>○里親委託推進・支援等事業</p> <p>…児童相談所に里親委託推進員を配置し、里親委託推進検討会を設けることで、児童相談所、児童福祉施設、里親等の連携を図り、里</p>

	親委託を推進する。 【実施主体:県】
専門性強化事業 (子育て支援課)	児童相談所の職員が実践研修等に参加し、専門性の強化を図る。 ○サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ研修会 …他県から講師を招き、年3回研修会を実施する。 ○コモン・センス・ペアレンティング研修 …家族再統合等の強化のため、専門性の強化を図る。 【実施主体:県】
社会的養護拡充事業 (子育て支援課)	児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームを継続的に運営するために必要な備品や設備の更新、内部改修等に要する費用を当該施設等に補助し、入所している子どもの早急な生活向上を図る。 【実施主体:国・県】
里親等支援センター事業 (子育て支援課)	「里親等支援センター」を設置し、震災孤児をはじめとする要保護児童を養育する里親等の増加への取組等を行うとともに、里親等への支援体制の強化を図るもの ○里親制度普及促進事業 …里親制度パンフレット作成、説明会の開催等 ○里親等支援事業 …里親サロンの開催、里親等訪問支援等 ○里親等能力開発事業 …里親研修、里親トレーニング等 ○関係機関連絡調整事業 …里親と子どものマッチング調整、里親委託等推進委員会等 【実施主体:国・県】

② 相談職員の資質向上

【基本的な方向性】

- 東日本大震災による児童生徒の心理面の影響も踏まえ、長期的視点に立った児童生徒の心理的ケアを支える教員の支援技術向上を図ります。また、地域全体での児童・生徒の健全育成への取組強化、地域の子育て機能の回復・強化を図るとともに、体制整備を推進します。

【主な取組】

事業名	事業内容
心のケア研修事業【教職員CUP事業】 (教職員課)	学校と地域の保健福祉活動(児童相談所、保健師など)との連携による、教員を対象とする被災児童生徒の心のケアに関する研修会の開催 ○子どものこころサポート訪問研修会 …希望する学校に大学教授、精神科医、臨床心理士を派遣し、講義形式または事例検討方式で行う研修会を実施する。 ○子どものこころサポートサテライト研修会 …学校と地域の社会福祉協議会等、養護教諭と保健師の連携による実践事例発表や被災地の学校教員による実践事例発表等による研修会を実施する。 ○実施協議会 …県内3地区(気仙沼、石巻、仙南)に、指導主事を派遣し、心のケアに係る地域連絡会議を実施する。 【実施主体:国・県】

(6) その他の生活支援

① 住宅支援

【基本的な方向性】

- 住宅に困窮するひとり親世帯や多子世帯などに対して優先的な入居の措置を行うほか、就業が困難なひとり親世帯等に対する家賃減免を行うなど、住宅に困窮するひとり親世帯等の生活基盤確保のため県営住宅の優遇措置等を実施していきます。
- 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金、転宅資金)の貸付けを通じ、ひとり親家庭の住宅支援を行います。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある方に対して住居確保給付金を支給します。

【主な取組】

事業名	事業内容
母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金・転宅資金)貸付事業 (子育て支援課)	<p>配偶者がなく、現に児童を扶養している方に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付事業として、住宅資金及び転宅資金を無利子または年利1.0%により貸付けを行う。(H28.3.31までの貸付については年利1.5%)</p> <p>○住宅資金 …居住・所有する住宅の補修、保全、改築又は増築、あるいは自ら居住し、所有するための住宅を建設・購入する場合に必要な経費を貸し付ける。</p> <p>○転宅資金 …住居を移転する場合に必要な経費を貸し付けるもので、敷金、権利金、前家賃などの一時金及び特に必要と認められる運送費にあてるための経費が対象となる。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金) (社会福祉課)	<p>生活困窮者自立支援法に基づき、住居を喪失するおそれのある世帯、または、住居を喪失した世帯に対し、安定した住居を確保するため、家賃相当額を最大9カ月間給付する。</p> <p>〈対象者〉 住居を喪失するおそれのある世帯、又は住居を喪失した世帯で、一定の収入に満たないもの。</p> <p>〈給付金額〉 家賃相当額(最大で生活保護住宅扶助基準額内)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市】</p>

3 保護者に対する就労の支援

① 親の就労支援

【基本的な方向性】

- ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定に向けた相談、支援等を行うひとり親家庭支援員を配置するとともに、複雑化する課題への対応を図るため支援員の資質向上や、配置の促進に努めています。(再掲)
- 保健福祉事務所(福祉事務所)に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対して個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定することで自立促進を図ります。
- ひとり親家庭の親について、就職に有利となる資格取得の促進を図るため、資格取得に係る受講期間において給付金を支給するとともに、入学準備金・就職準備金を貸し付け、ひとり親家庭の更なる自立促進に結びつけて行きます。
- ひとり親家庭等の生活支援や就業支援等を効果的に推進するため、「母子父子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、就業相談や就業支援講習会等を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図って行きます。
- ひとり親家庭等における就労支援に資するものとして、家庭と仕事の両立や働く女性に関する支援制度の周知等により、家庭と仕事が両立できる環境づくりや女性が働きやすい環境づくりを進めます。

【主な取組】

事業名	事業内容
自立支援プログラム策定事業 (子育て支援課)	<p>保健福祉事務所(福祉事務所)に自立支援プログラム策定員を配置して、児童扶養手当受給者に対して個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に面接を実施 ・本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等の状況を把握 ・個々のケースに応じて支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムの策定 ・策定後の状況を継続的にフォロー <p>【実施主体:県】</p>
高等職業訓練促進給付金事業 (子育て支援課)	<p>ひとり親家庭の保護者について、就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。</p> <p>〈対象資格〉 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。(看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等)</p> <p>〈支給対象期間〉 修業する全期間(上限3年)</p> <p>〈支給額〉</p>

	<p>月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円) 【実施主体:県・市町村】</p>
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (子育て支援課)	<p>高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親家庭の保護者に対して、入学準備金・就職準備金を貸し付ける。</p> <p>〈貸付対象者〉 高等職業訓練促進給付金の支給対象となっている者</p> <p>〈貸付額〉 ・入学準備金 50万円(養成機関入学時) ・就職準備金 20万円(養成機関を修了し、資格を取得した場合)</p> <p>〈返還免除〉 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、県内等において、5年間その職に従事した場合</p> <p>【実施主体:国・県・市町村】</p>
母子父子家庭等就業・自立支援センター事業 (子育て支援課)	<p>母子父子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談や就業支援講習会等を実施し、ひとり親家庭等生活の安定と自立促進を図る。</p> <p>○就業支援事業 …就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施</p> <p>○就業情報提供事業 …求人情報の提供</p> <p>○就業支援講習会等事業 …就業準備等に関するセミナーの実施、資格等を取得するための就業支援講習会の実施</p> <p>○地域生活支援事業 …生活相談の実施</p> <p>【実施主体:県】</p>
いきいき男女共同参画推進事業 (共同参画社会推進課)	<p>企業等におけるポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスについての普及啓発を図ることにより、女性も男性も能力を発揮しやすい両立支援等の充実した職場環境づくりを促進するとともに、キャリアアップを目指す女性や女性の活躍促進を支援する人材の育成を行い、男女共同参画の実現に資する。</p> <p>○「女性のチカラは企業の力」普及推進事業 …ポジティブ・アクション等の推進に取り組む企業等を「女性のチカラを活かす企業」として認証し認証書等を交付するほか、顕著な取組を行っている企業の表彰やシンポジウムの開催・表彰企業等の好取組を紹介するポイント集を作成することにより、普及啓発を図る。</p> <p>○いきいき男女共同参画人材育成事業 …女性の人材育成や、女性の活躍促進を支える人づくりを推進し、労働者が仕事と生活の両立を図りながら、企業等において能力を発揮し、いきいきと活躍し続けることを支援する。</p> <p>【実施主体:県】</p>

② 親の学び直しの支援

【基本的な方向性】

- 自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図るなど、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- ひとり親の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
自立支援教育訓練給付金事業 (子育て支援課)	<p>ひとり親家庭の保護者が自治体の定める教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部(受講料の6割相当額(上限20万円))を支給する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (子育て支援課)	<p>高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する。</p> <p>〈対象者〉 ひとり親家庭の親及び子ども</p> <p>〈対象講座〉 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で実施主体が適当と認めるもの</p> <p>〈支給内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講修了時給付金:受講費用の2割(上限10万円) ・合格時給付金:受講費用の4割(受講修了時給付金と合わせて上限15万円) <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市】</p>

③ 就労機会の確保

【基本的な方向性】

- ひとり親の雇用機会の拡充を図るため、自治体等の求人情報を効果的に提供していくとともに、経営者団体や労働者団体等関係団体と連携し、ひとり親等の雇用促進や、就業情報の提供等を行う「母子父子家庭等就業・自立支援センター事業」について、事業主等に対する啓発活動を積極的に推進していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
事業主への啓発活動及び雇用の促進 (子育て支援課)	<p>ひとり親や寡婦の雇用の促進や、「母子父子家庭等就業・自立支援センター事業」についての理解を深めていただくため、経営者団体や労働者団体等関係団体と連携し、事業主等に対する啓発活動を積極的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等に対する啓発資料の作成、配布 ・広報誌等を活用した普及啓発 ・企業訪問等による普及啓発 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・民間等】</p>

4 経済的支援

子どもの貧困対策を進めるためには、世帯の生活の安定が重要であることから、その下支えとなる児童扶養手当等の経済的支援を着実に実施していきます。

① 児童扶養手当等の経済的支援の実施

【基本的な方向性】

- 児童扶養手当等の支給を着実に実施し、ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進等を図ります。
- 母子・父子家庭及び父母のない児童の家庭の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成と福祉の増進を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
児童扶養手当給付事業 (子育て支援課)	<p>ひとり親家庭等の児童について、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>〈手当額〉 児童1人の場合 月額～42,000円(42,330円) (2人目5,000円(10,000円), 3人目以降3,000円(6,000円)加算)※H28年12月支給分から手当額を拡充</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
特別児童扶養手当給付事業 (子育て支援課)	<p>精神又は身体に障害を有する児童(20歳未満)について、特別児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>〈手当額〉 1級 月額51,100円 2級 月額34,030円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
児童手当給付事業 (子育て支援課)	<p>子育て世帯の生活の安定に寄与するものとして、中学生までの児童を養育している世帯に児童手当を支給する。</p> <p>〈手当額〉 0～3歳未満, 3歳～小学生(第3子以降) 月額15,000円 3歳～小学生(第2子まで), 中学生 月額10,000円ほか</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:市町村】</p>
母子父子家庭医療費助成事業 (子育て支援課)	<p>母子父子家庭の医療費助成を行う市町村に対し、助成額の1/2を補助する。</p> <p>〈補助対象者〉 母子・父子家庭の18歳の年度末までにある児童、母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない18歳の年度末までにある児童</p> <p>〈自己負担額〉 入院 月額2,000円 通院 月額1,000円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>

② ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討

【基本的な方向性】

- 複雑化するひとり親家庭の諸問題に対して実態の把握を行うとともに、ひとり親家庭に対する福祉施策の充実を図るため、「ひとり親家庭自立促進計画」の改定に際して、実態調査を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
ひとり親世帯等実態調査 (子育て支援課)	「県ひとり親家庭自立促進計画」の策定に際して、県内におけるひとり親世帯等の生活実態や支援ニーズ等についてアンケート調査を実施する。(直近調査実績:平成25年度) 【実施主体:県】

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業等の円滑な実施

【基本的な方向性】

- 制度の周知を図りながら、貸付事務等の円滑な履行に努めていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業 (子育て支援課)	〈対象者〉 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、母子・父子福祉団体 等 〈貸付金の種類〉 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類) 〈貸付条件等〉 利子:貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子又は年利1.0% (H28.3.31までの貸付については年利1.5%) 〈償還方法〉 一定の据置期間の後3年～20年(貸付金の種類により異なる) 【実施主体:県】

④ 教育扶助の支給方法

【基本的な方向性】

- 生活保護において教育扶助として支給する学校給食費について、適切に納入されるよう、学校長に対して直接支払うこととする取組を進めて参ります。

⑤ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

【基本的な方向性】

- 生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学する場合の入学料や入学考查料等を支給し、また大学等への進学に要する費用(入学料等)に充てるため高等学校等に通いな

がらアルバイト等で収入を得た場合は、収入として認定しない取扱いとします。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活保護世帯の子どもの進学時の支援 (社会福祉課)	<p>〈生業扶助(高等学校等就学費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者…高等学校等に就学する生活保護世帯の生徒 ・対象経費…教材代、授業料、入学科、通学費等 <p>〈収入認定の除外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者…高等学校等に就学する生活保護世帯の生徒のうち、アルバイト等の収入があるもの ・控除の対象…収入のうち、高等学校等就学費で賄いきれない費用及び大学等への進学に要する費用として使う金銭 <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>

⑥ 養育費の確保に関する支援

【基本的な方向性】

- 養育費の適切な支払は、子どもの精神的な支えであるとともに、生活の安定にとっても重要なものであることから、養育費に対する理解等について啓発活動を推進します。
- 専門的な意見を要する養育費に関する問題の解決を図るため、弁護士による無料の相談を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
養育費に係る情報発信・啓発活動の推進 (子育て支援課)	<p>養育費取得手続や相談窓口など必要な情報について情報発信を行うとともに、養育費についての理解が広がるよう、啓発資料の配布などにより啓発活動を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
母子父子家庭等特別相談事業 (子育て支援課)	<p>ひとり親家庭が抱える諸問題のうち、養育費等専門的な意見を必要とする問題を解決するため、母子・父子福祉センター及び保健福祉事務所において弁護士による無料の法律相談を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>

5 東日本大震災被災児童等への支援

東日本大震災において被災した子どもやその家族に対して、子どもの貧困対策の観点から、長期的かつきめ細やかな支援の充実を図ります。

① 教育の支援及び福祉関連機関との連携による支援

【基本的な方向性】

- 地域の復興状況に応じて、児童生徒に必要な学びの場が確保されるよう、仮設住宅から通う児童生徒数の推移などを踏まえ、市町村の実態に応じた人的配置ができるよう配慮していきます。(再掲)
- 被災児童等に対する心のケアや学校の復興業務等を推進するため、教職員の加配や退職教員等の活用を図るなど、学校における人的体制を強化していきます。(再掲)
- 不登校や非行、いじめ、児童虐待など、社会環境の変化や東日本大震災による環境変化等に伴い複雑化・深刻化する児童生徒が抱える様々な問題に対し、関係機関や家庭と連携を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に結びつけて行くため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者、教員の相談に応じるとともに、家族や地域の福祉部門等関係機関・団体等との連絡調整を行うなど、児童生徒等の問題解決に向けた体制整備を充実させていきます。(再掲)
- 子ども総合センターに配置された児童精神科医、臨床心理士等が「子どもの心のケアチーム」として、被災児童等のメンタルヘルスの面から幅広い支援を実施します。支援に当たっては福祉部門と教育部門の連携により、中長期的な支援に取り組んでいきます。(再掲)
- 東日本大震災に起因する不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制の整備について、財政的支援を行うとともに、具体的な手法も含めて助言を行うなど、効果的な運営支援等を行います。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
学力向上推進事業(学び支援コーディネーター等配置事業) (義務教育課) 《再掲》	<p>被災地において、放課後や週末等の学習支援を行う市町村教育委員会に、学習活動のコーディネート等に従事する人材配置等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への助言や他機関との連絡調整等を行う「プリフェクチュラルコーディネーター」の配置 ・学び支援コーディネーター連絡協議会の開催 ・地域に必要な様々な学習の場をコーディネートする「学び支援コーディネーター」の配置 ・児童生徒の学習支援や保護者の学習相談等に携わる「学び相談員」の配置 ・児童生徒の学習支援に携わる「学び支援員」の配置 ・放課後や週末、長期休業期間の学習支援等、地域の様々な学習の場・機会の提供 <p>【実施主体:国・県・市町村】</p>

教育相談充実事業 (義務教育課) 《再掲》	<p>被災児童等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体等との連絡調整等、様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校へのスクールカウンセラー配置 ・市町村への広域カウンセラーの配置と域内小学校への派遣 ・各教育事務所(地域事務所)への専門カウンセラーの配置 ・適応指導教室への支援員・ボランティアの派遣 ・心のケアに係る研修会等の実施 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
高等学校スクールカウンセラー活用事業 (高校教育課) 《再掲》	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、不登校など問題行動等に関する生徒・保護者・教員の相談に応じるとともに、問題行動等の未然防止と早期発見・早期解決を図る。また、研修会、連絡会議等を開催し、教職員の資質向上に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県立高校と特別支援学校におけるスクールカウンセラーの通常配置と、被災地域特別配置や緊急時における緊急配置 ・スクールソーシャルワーカーを公立高校に配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置 ・高等学校スクールカウンセラー活用事業連絡会議等 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
いじめ・不登校等対策推進事業 (義務教育課) 《再掲》	<p>震災による問題も含め、様々な問題を抱えた児童生徒に対する学校の取組を支援するとともに、その上で、学校、家庭、関係機関が連携したネットワークを構築し、問題解決に向けた多様な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワークセンターを設置し、在学青少年育成員や事務所専門カウンセラーが、域内の公的施設や学校を訪問し、保護者及び教職員を対象とした教育相談等を行う。 ・退職教員等による訪問指導員を派遣し、不登校児童生徒、保護者に対する訪問指導や学習支援等、学校復帰に向けた支援を行うほか、不登校理解のための教員等を対象とした研修会を行う。 ・在学青少年育成員を各教育事務所(地域事務所)に配置し、在学青少年の実態把握及び相談・助言を行うほか、「地域ネットワークセンター」のチーフ及びコーディネーター役を務め、事業の推進を図る。 ・震災の影響も含め、児童生徒に影響を及ぼしている家庭、学校、地域等のさまざまな環境の改善に向け、再委託を希望する市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、スーパーバイザーを任用し、市町村配置のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。 ・児童生徒の問題行動等で問題を抱えている学校の中から重点的に支援する学校を対策推進校として指定し、支援員を配置する。 ・県教育庁内に生徒指導アドバイザー(警察官OB)を置き、市町村教育委員会や各小・中学校の相談に応じ助言を行うとともに、市町村教育委員会の要請に応じて学校に派遣する。 ・東部教育事務所内に児童生徒の心のサポート班を設置し、いじめ・不登校等学校への課題解決及び市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」との連携、運営支援を行う。 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
子どもの心のケア推進事業 (子育て支援課)	<p>東日本大震災により心に深い傷を負った子どものメンタルヘルスに当たる関係機関の支援能力の向上を図り、被災地の子どもの心のケアに資するため、児童精神科医、心理士等を被災地に派遣し、個別相談、事例検討、コンサルテーション等を実施する。</p> <p>○子どもの心のケアチーム巡回事業 …子ども総合センターに配置された児童精神科医、臨床心理士等が、被災地での「子どもの心のケアチーム」として、支援者の個別相談等の幅広い支援を実施する。</p> <p>○子どもの心のケア推進事業</p>

	<p>…子ども総合センターにおいて、教職員等向けの子どもの心のケアに関する研修会のほか、学校単位でのミニ研修会を開催する。</p> <p>【実施主体:県】</p>
みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業 (義務教育課) 《再掲》	<p>東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備を支援する。</p> <p>〈ケアハウスの機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村が設置するケアハウスは、主に教育相談窓口となる「心サポート機能」、不登校状態に陥った児童生徒と適応指導教室をつなぐ「適応サポート機能」、放課後や週末、長期休業中及び、学校に登校できないでいる児童生徒の学習支援を行う「学びサポート機能」を市町村の課題に応じて複合的に提供する。 ケアハウスには、心のケアスーパーバイザーを置き、相談内容に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた関係各機関とケース会議をひらき、対応策を検討する。また、各機能のコーディネーターと連携して当該児童生徒に最適な心のケアと学びの場を提供する。 各コーディネーターは、学校や既存の適応指導教室と連携を図り、児童生徒が不登校になることを未然に防止する役割や、学校外に学びの場が必要な児童生徒の学びを支援する役割を担う。さらに、心サポートは訪問支援や通所支援を行うこともできる。 <p>〈事業実施年度〉 平成28年度～平成32年度</p> <p>【実施主体:国・県・市町村】</p>
震災遭児家庭等支援事業 (子育て支援課)	<p>東日本大震災の被災によってひとり親家庭(震災遭児家庭)となり、経済面や子どもの養育面等様々な困難を抱える世帯について、自立し安定した生活を送ることができるよう各種支援を実施する。</p> <p>○ひとり親家庭支援事業 …ひとり親家庭を対象とするセミナーや交流会の実施、関係機関向け研修会の実施、ひとり親家庭支援パンフレットの作成、配布</p> <p>【実施主体:県】</p>

② 就学支援

【基本的な方向性】

- 東日本大震災の被災による経済的理由から就学が困難となった児童・生徒等について、保育料、授業等の減免や助成等による経済的負担の軽減により、教育機会の確保を図ります。
- 東日本大震災により保護者が亡くなるなどした子どもの生活の安定と就学機会の確保を図るとともに、経済的な理由で希望する進路選択を諦める事のないよう、長期的・継続的な支援を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
私立学校授業料等軽減特別補助事業 (私学文書課) 《再掲》	<p>被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため、被災した幼児児童生徒の授業料等を減免する私立学校の設置者に対して補助を行う。</p> <p>〈補助対象学校種〉 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校</p> <p>〈補助対象経費〉</p>

	<p>東日本大震災により保護者等が所有し住居としている家屋の全壊半壊等により被災した児童生徒に対して減免した授業料等 【実施主体:県】</p>
被災児童生徒就学支援事業(私立小中学校)(私学文書課) 《再掲》	<p>東日本大震災による経済的理由から就学等が困難となった世帯の小中学校(中等教育学校前期課程を含む。)の児童生徒を対象に、学用品費、通学費(スクールバス利用費を含む。), 修学旅行費、給食費等の緊急的な就学支援を行う。</p> <p>〈対象者〉 被災した私立小中学校児童生徒の保護者等</p> <p>〈対象経費〉 学用品費、給食費等 【実施主体:県】</p>
保育所保育料減免支援事業 (子育て支援課)	<p>東日本大震災に伴う被災者に対し、市町村が実施する子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免に対して補助する。</p> <p>〈補助対象経費〉 保育料等減免事業の実施による保育料等の減免に必要な経費</p> <p>〈補助対象額〉 保育料徴収基準額の階層区分を変更したと見なした減免額 【実施主体:県・市町村】</p>
被災幼児就園支援事業 (教育庁総務課)	<p>東日本大震災により被災し、経済的理由により就園困難となった幼児の教育機会の確保を目的に、被災幼児に関し市町村が行う幼稚園就園奨励事業に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において交付する。</p> <p>〈対象となる幼児〉 東日本大震災により被災し、幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児で、新たに市町村等の就園奨励事業の対象となった幼児又は所得階層区分が変更となった世帯の幼児 【実施主体:国・県・市町村】</p>
被災児童生徒就学支援事業 (義務教育課) 《再掲》	<p>東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者に対して、児童生徒の就学の機会を確保するため、必要な就学援助を実施した市町村を支援する。</p> <p>〈対象者〉 被災により就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者等 〈対象費用〉 学用品費、通学費、修学旅行費、給食費、医療費等 【実施主体:国・県・市町村】</p>
高等学校等育英奨学生資金貸付事業 (高校教育課) 《再掲》	<p>高等学校等に在学する優れた生徒であって経済的理由によって修学に困難がある者に奨学生資金を貸し付けることにより修学を支援し有為な人材の育成を図るほか、東日本大震災により被災し経済的理由により修学が困難となった生徒に対し奨学生資金を貸し付けることにより修学を支援する。</p> <p>○高等学校等育英奨学生資金貸付(従来からの奨学生資金) 〈貸付月額〉 18,000円(国公立自宅通学)～35,000円(私立自学外通学)</p> <p>○高等学校等育英奨学生資金貸付(被災生徒奨学生資金) 〈貸付月額〉 一律20,000円 【実施主体:県】</p>

IV 指標の改善に向けた具体的な取組

被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 (特別支援教育室) 《再掲》	東日本大震災により被災し、新たに特別支援教育就学奨励費支給の対象となった者や支弁区分が変更となった者に対して、教科書購入費、給食費、学用品費等を支弁することにより、児童生徒の就学の機会を確保する。 【実施主体:県】
公立大学法人宮城大学 被災学生支援事業費助成事業 (私学文書課) 《再掲》	意欲ある学生が東日本大震災に係る経済的理由により修学を断念することがないよう、公立大学法人宮城大学が行った被災学生に対する授業料等の減免等について、運営費交付金による財政支援を行う。 【実施主体:県・民間等】
公立専修学校授業料等減免事業 (教育庁総務課・医療整備課・農業振興課) 《再掲》	東日本大震災で被災した生徒の就学機会を確保するため、専修学校(専門課程)に係る授業料、入学料を減免するとともに、減免を行う公立専修学校を設置する市町村に対して補助を行う。 【実施主体:国・県・市町村】
東日本大震災みやぎこども育英基金事業(未就学児支援金) (子育て支援課)	東日本大震災みやぎこども育英基金を財源に造成された基金を活用し、震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童生徒等に対し、安定した学びの機会と希望する進路選択を実現できるよう、その修学を支援する。 ○未就学児支援金の種類と金額 ・月額金 10,000円、小学校入学時一時金 100,000円 【実施主体:県】
東日本大震災みやぎこども育英基金事業(奨学金) (教育庁総務課) 《再掲》	○奨学金の対象及び金額 小學生 月額金 10,000円、卒業時一時金 150,000円 中學生 月額金 10,000円、卒業時一時金 200,000円 高校生等 月額金 20,000円、卒業時一時金 600,000円 大学生等 月額金 30,000円、入学時一時金 360,000円 【実施主体:県】